資料５

佐賀市まちづくり自治基本条例 意見集約表

章	条	内　容	第１期検証	第２期検証	第３期検証					
					A	B	C	D	E	F
前文				○					○	
第一章 総　則	第　１　条	目　的		○	○					
	第　２　条	定　義		○			○			
	第　３　条	この条例の尊重		○						
	第　４　条	自治の基本理念		○	○					
	第　５　条	まちづくりの基本原則		○						
第二章 市民等の権利並びに市民等、議会及び市長の役割及び責務	第　６　条	市民等の権利								
	第　７　条	市民等の役割及び責務	○	○						
	第　８　条	市民活動団体の役割及び責務	○	○						
	第　９　条	事業者の役割及び責務	○							
	第１０条	議会の役割及び責務	○	○						
	第１１条	市長の役割及び責務	○		○					
	第１２条	職員の役割及び責務	○	○			○			
第三章 情報共有、市民参加及び協働	第１３条	情報共有の推進	○			○	○	○	○	
	第１４条	説明責任			○					
	第１５条	会議の公開								
	第１６条	個人情報の適正な管理								
	第１７条	市民参加の推進				○	○		○	
	第１８条	意見公募手続							○	
	第１９条	意見等の取扱い	○	○						
	第２０条	審議会等		○						
	第２１条	住民投票	○	○						
	第２２条	協働の推進	○							○
	第２３条	地域コミュニティ活動	○	○						○
	第２４条	災害等への対応		○						○
	第２５条	子どもへのまなざし	○	○					○	
第四章 市政運営	第２６条	総合計画		○				○		
	第２７条	行政評価								
	第２８条	財政運営								
	第２９条	行政手続								
第五章 国及び他の地方公共団体との関係等	第３０条	国及び他の地方公共団体との関係						○		
	第３１条	国際的な視野の醸成	○					○		
第六章 条例の検証	第３２条	佐賀市自治基本条例検証委員会								
	第３３条	条例の見直し								